

アマゾン「e託取引」と再販制

●出版協副会長 水野 久
晩成書房

11月以降、出版協はアマゾンに関連して2つの声明を発表した。ひとつは「アマゾンに対して、高率ポイント付与からの除外要請の受け入れを求める声明」(11月19日付)、もうひとつは「アマゾンによる出版社直取引(e託取引)の勧誘に対する声明」(12月16日付)だ。

高率のポイント付与(値引き)、出版社直取引(e託取引)と、この2つのアマゾンの動きは一体となつて、出版社-取次-書店というこれまでの書籍流通を変え、再販制の溶解を伴いつつ、書籍販売におけるアマゾンの寡占状態へと突き進みかねないと、強く懸念している。

アマゾンは以前から出版社に対し「e託販売サービス」として、60%掛けの直接取引を提案してきた。さらに2015年秋以降、アマゾンはe託取引を勧誘するセミナーをたびたび開催してe託取引社の増加を図っている。セミナー参加出版社には、66掛け、歩戻しなし、支払いサイト60日、納品運賃出版社負担・返品運賃アマゾン負担などを主な内容とした取引条件が提示されたとのことだ。出版協会員社の大手取次店への納入正味は67~69%に集中しており、分戻しや支払い保留など過酷な条件での取引を強いられている場合もあり、提示条件であればアマゾンとの直

接取引を検討したいとの声も聞こえてきた。

しかし、出版協では会員には「慎重に!」と呼びかける。

ひとつは、魅力的にみえる「66%」という条件が、いつまで続くものであるかはわからないという点だ。取次への卸し正味は、いったん決まったら基本的に変わらない(良くも悪くも……)。しかし、アマゾンもそう考えているという保証はない。むしろ、アマゾン側がe託取引を増やしたい今回の場合、これまでの60%という条件を一気に66%と引き上げたように、条件は取引状況によって変更されるものと認識していると考えるのが妥当だろう。

もうひとつが、再販制との関係だ。アマゾンと直接取引した場合、再販契約をアマゾンと直接結ばない限り、その商品は現在の再販制の及ばないものとなり、販売価格の決定権はアマゾン側が持つてしまうことになる。

現在の再販制は、法律で定価販売が義務づけられたものではなく、自由競争が原則の独禁法の例外として、民間同士が再販売価格維持契約を結んで定価販売を義務づけることが許されている。その上で、出版社と取次店間で「再販契約を結んだ書店以外には販売しない」という再販契約を結び、取次店が各書店と定価販売を約した再販契約を結ぶ、という二重の契約で成

り立っている。取次とのそれぞれの再販契約によって、出版社と書店は個々に再販契約を結んではいなくても、全体の再販制が成り立ってきた。

この構造はアマゾンの「Amazon Studentプログラム」への対応の際、くつきりと示された。「Amazon Studentプログラム」を再販契約違反の値引きとして抗議した出版協会員各出版社に対し、アマゾンは「契約当事者でない」ことを理由に、対応を拒否した。出版協は取次店(日販)にアマゾンと取次店間の再販契約の存在の確認を求め、日販からはアマゾン(Amazon.com Int'l Sales, Inc.)と再販契約を結んでいるとの回答を得た(もし結んでいなければ、取次店自身の再販契約違反だ)。この確認によって、出版社側はアマゾンに対し「Amazon Studentプログラム」は再販契約違反の値引きである、あるいは2015年秋以降の任意のポイント付与サービスについて再販契約違反の値引きであるとする根拠を持ってきた。そして、出版社の再販契約当事者である日販を通じて、抗議や自社商品除外要求を行ってきた。その正当な要求さえ、アマゾンは拒否し続けているわけだが……。

【2頁へ続く】

●このFAXが不要の場合はFAX等でご連絡ください●